

移動支援の変更手続について

協定書の記載内容に変更があった時は、事業者（法人）は区と再度協定を締結する必要があります。手続は以下のとおりです。移動支援給付費のお支払いに遅れが生じてしまうため、変更後早急に書類をご提出ください。

1 最初に提出いただく書類（郵送可）

- ・ 「変更届」（*）
- ・ 都道府県から交付された障害者総合支援法に基づく居宅介護等の「指定通知書」のコピー又は当初協定から都道府県への届け出が変更したことがわかる書類
- ・ 「墨田区障害者移動支援事業従事者名簿」（*）
- ・ 「支払金口座振替依頼書」（*）

（*）墨田区公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

2 協定書の作成

1で提出された書類を確認後、協定書を2部お送りしますので、法人代表者印を押印し、2部ともご提出ください。

3 協定書の送付

2で2部ご提出いただいた協定書に区で押印し、1部をお送りします。

●書類のダウンロード場所

墨田区公式ウェブサイト＞オンラインサービス＞申請書ダウンロード＞障害者福祉関係申請書＞障害福祉サービス・移動支援事業者の方々へ

●東京都への届出について

移動支援事業を行うにあたっては、東京都（事業所所在地の都道府県）に対する事業開始の届け出が必要です。開始後に、変更や廃止を行う場合についても、届け出が必要になりますので、ご注意ください。書式は、次のウェブサイトからダウンロードできます。

東京都障害者サービス情報＞書式ライブラリー＞事業開始届（移動支援事業）

【書類の提出先・問合せ先】

墨田区福祉部障害者福祉課事業者係

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6164（直通）

メール syougaihukus@city.sumida.lg.jp